



平成 20 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 黒崎播磨株式会社
代表者名 取締役社長 古野 英樹
(コード番号 5352 東証1、福証)
問合せ先 取締役総務人事部長 江口 宏
(TEL.093-622-7224)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 117 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 117 期定時株主総会日付（総会終結時）をもって、執行役員制度を導入することに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 取締役の員数の削減を行うため、現行定款第 19 条に定める取締役の員数を、「17 名以内」から「10 名以内」とするものであります。
- (2) 専務および常務は執行役員の中から選定することとし、役付取締役の選定について定める現行定款第 22 条第 2 項について、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>17</u> 名以内とする。	(員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 (現行どおり)
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、 <u>専務取締役、常務取締役、取締役相談役</u> 各若干名を定めることができる。	2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、取締役相談役各若干名を定めることができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日 (予定)

以 上